

中国の校則

—中学校校則を中心に—

孟 洪 珠

School Rules in China:

Focusing on the Rules of Junior high school

Hong Zhu MENG

I. はじめに

A. 現代中国における校則の構成

中学校で実質上校則の役割を果たしているのは「中学生守則」、「中学生日常行為規範」、「中学生一日常規要求」¹⁾の三つである。それらは独立したものである。「中学生守則」と「中学生日常行為規範」を定める権限は中央教育行政機関である中国教育部が有している。「中学生一日常規要求」を定める権限は学校が有している。

「中学生守則」は全部で10項目で構成され、その内容は中学生の学校内外で守るべき規定と基本的な道德要求が定められている。国家教育委員会（現在の教育部）の1994年3月11日の「国家教育委員会關於正式頒発『中学生日常行為規範』的通知」では、1988年以来試行されてきた「中学生日常行為規範」の役割を、「中学生の道德教養の向上と良好な校風・学風の形成に顕著な効果を収めた」と述べている。「中学生日常行為規範」は中学生の学校生活と緊密に関連する規定である。

B. 校則の内容と役割

「中学生日常行為規範」は中学生道德教育の重要な一つの役割を果たす。後述のとおり、「中学生日常行為規範」に影響を与えている「中学校德育大綱」は1988年に試行し始め、1995年には、国家教育委員会が1995年2月27日公布した「国家教委關於正式頒発中学校德育大綱的通知」により正式に実施されるようになった。「中学校德育大綱」では、国が中学校の道德教育活

動及びその要求を規定している。さらに、そこでは、中学校の道德の目的を「社会公德、文明行為習慣を有する規律および法律を守る公民を養成する」と定めている。また、その内容は次の8項目から構成されている。

- 1 愛国主義教育
- 2 集団主義教育
- 3 社会主義教育
- 4 理想教育
- 5 道德教育
- 6 労働教育
- 7 民主主義と規律および法律教育
- 8 心理品質教育等

である。「中学生日常行為規範」は「中学校德育大綱」の中の「5 道德教育」の内容に入っている。

「中学生守則」、「中学生日常行為規範」、「中学生一日常規要求」は中学生道德教育の内容のみならず、生徒品行評価基準でもある。なお、上記「中学校德育大綱」は、「中学校德育大綱」で定めた目標及び「中学生守則」、「中学生日常行為規範」を中学校道德教育の内容と評価の基準とする、と定めている。

「中学生一日常規要求」は、中央教育行政機関が定めた「中学生守則」と「中学生日常行為規範」の方針を十分反映したものである。「中学生一日常規要求」は「中学生守則」、「中学生日常行為規範」の中、学校生活と密接関係のある部分の具体化であるとみなされる。

II. 北京市A中学校の「中学生一日常規要求」の作成

1994年に国家教育委員会から正式に公布された「中学生日常行為規範」を受けて、北京市教育局は1994年5月16日に管轄の区、県教育局に対して通知を出し、「中学生日常行為規範」の具体的実施方法を指示した。当市教育局は、「中学生日常行為規範」の実施を中学生の道德教育と礼儀言動の養成において重要な内容とし、当時北京市で実施されている礼儀教育と伝統美德と緊密に結びつけて実施するよう指示した。その実施に当たって、家庭及び地域の理解と支持を得ることを重視する。実は、学校、家庭、地域が協力し「中学生日常行為規範」を実施し、生徒たちの道德教養を高める、という方針は「国家教育委員会關於正式頒発『中学生日常行為規範』的通知」の中でも言及されている。「国家教育委員会關於正式頒発『中学生日常行為規範』的通知」で、生徒たちの道德教養を高めるのは学校、家庭、地域の共同責任であることを言明し、さらに学校、家庭、地域等社会全体に生徒の道德教育に有利な環境づくりを謳っている。

学校レベルでの校則は学校における意思決定機関である「学校行政會議」で校則の「草案」が制定される。「学校行政會議」の構成メンバーは、校長、副校長、党書記、教務課主任、教導課（生徒指導課）主任、総務課主任、共産主義青年団書記等である。「学校行政會議」は週一回開かれる。学校運営において「校長責任制」が実施され、校長が「学校行政會議」でリーダーシップをとる。校則は道德教育の一環であることから、校長が主な責任をもって指導しなければならない²⁾。校則の「草案」が作成された後、「教職員全体會議」³⁾で討議、採択される。「教職員全体會議」は、学校により異なるが、北京市A中学校の場合は不定期で開かれる。

Ⅲ. 北京市A中学校の「中学生一日常規要求」(抄訳)

第一章 登校、放課規則

- 1 時間を厳密に守り、遅刻、早退、無断欠席をしないこと。
- 2 学校の統一制服を着て登校すること。
- 3 自転車で登校する生徒は、学校を出入りする時、降りて歩くこと、校内では自転車に乗るのは禁止される。自転車は駐輪場に整然と置くこと。
- 4 授業の間に勝手に外出することは禁止され、

有事外出する時、担任の先生の許可を得て、さらに校門の受付の許可を得てから、学校構内から出ることが許される。

- 5 登校、放課後校門に集まることは禁止され、自分勝手に他の学校の人を呼び込んではいけない。
- 6 生徒は決められた時間に学校を離れること、学校構内に残ってはいけない。

第二章 出欠制度

- 1 各クラスに生徒の出欠状況を記入する出欠担当を置き、定期的に教導課に当クラスの出欠状況を報告すること。
- 2 学校で時間割表に持ち込んだすべての教育、授業活動及び校内外グループ活動は出欠の対象とする。出欠は出席、遅刻、早退、病欠、事欠、無断欠席の六種類に分ける。
- 3 生徒が用事あって欠席したい場合、父母が前もって書面で学校に申し込むこと。一週間以内の場合は担任先生に提出し、一週間以上の場合には教導課に提出すること。提出しない場合は無断欠席として扱う。
- 4 生徒が病欠をもらいたい場合、病院側の病欠証明書を出す必要がある。一週間以内の場合、父母が前もって病欠証明書を提出することも認める。病欠証明書を提出しない場合、無断欠席として扱う。
- 5 生徒が外出しコンクールや会議に参加する場合、担任の先生の許可を得て、教導課に報告してから、公的欠席として認める。
- 6 遅刻、早退は正式の授業の始まるベルと終わるベルを基準とする。正式の授業の始まるベルが鳴ってから教室に入ることを遅刻とする。授業が終わるベルが鳴る前及び先生から授業が終わったと言う前に教室を離れることを早退とする。遅刻或いは早退時間が10分を超えた場合、無断欠席一時限と扱い、遅刻3回或いは早退3回を無断欠席一回と扱う。
- 7 生徒が欠席の申し出がなく登校しない場合、無断欠席と扱う。欠席を申し込む場合および無断欠席の場合、時限を単位として計算する。学校内外のグループ活動、スポーツ活動はその時間を時限に換算する。ラジオ体操、国旗掲揚は一時限とする。

- 8 生徒の無断欠席には懲戒処分をする。

第三章 授業規則

- 1 予備ベルが鳴ったら、迅速に教室に戻り、静かに着席し、授業準備を終らせる。
- 2 先生が教室に入ったら、学級委員長が「起立」を呼び、生徒は起立し先生に目礼をし、先生が礼を返してから、座ることができる。
- 3 授業が始めてから教室に入る時、「報告」を言ってから、許可を受けて、教室に入ることができる。
- 4 授業中では、先生の講義に専念し、積極的に考え、大胆に自分の見解を発表し、先生の質問に真面目に答える。差し出口をしない、当授業と関係のないことはしない、当授業と関係のない本を読まない。
- 5 先生の質問に答える時、挙手して許可を得てから、立って答える。
- 6 授業が終わるベルが鳴って、先生が授業が終わったと言ってから、起立し、先生に目礼をし、先生が礼を返し、先生が教室を出て行った後に教室から出ることができる。
- 7 実験授業や体育の授業の時間には、前もって実験室やグラウンドに集合し、学級委員長が整列し、先生の指示に従うこと。
- 8 自習時間では、学級委員長或いは学習委員が管理責任を担い、教室の静粛を保ち、勉強と関係のないことをしない、自分の席を離れてはいけない、自分勝手に教室を離れてはいけない、大声で本を読まない、図書館なみの静粛を保つこと。
- 9 時間通りに自分で宿題を完成すること、書き写ししたりさせたりしてはいけない。

第四章 衛生保健制度

- 1 各クラスは厳格な衛生清掃制度をつくり、人員、衛生担当区域、検査をはっきりすること。
- 2 各クラスは毎朝、授業間の体操時間、放課後当番生徒を割り当てて、教室と衛生担当区域を掃除し、常に清潔を保つこと、授業後黒板を消し、毎週金曜日午後2限後全校大掃除を行う。
- 3 校内の清潔を保ち、所かまわずにたんを吐かない、果物の皮や紙屑その他雑物、残飯などを所かまわずに捨てない。
- 4 個人衛生をよく管理し、まめに理髪、シャワ

一、洗濯をし、指のつめをよく切り、タバコを吸わない、酒を飲まない、期限切れ食品・不潔な食品を食べない、食事前、大小便後は手を洗うこと。

- 5 目の健康に留意し、視力を保護し、近視を予防し、毎日真面目に目の保健体操をすること。
- 6 生徒が伝染病にかかった場合、直ちに学校医務室に伝えること。
- 7 追いかげなど、危険な遊びはしない、意外な傷害を未然に防止すること。

第五章 礼儀規定

- 1 「北京市中小學生礼儀常規」⁴⁾を厳格に執行する。
- 2 衣服は中学生に適切なもので、素朴、上品、清潔である必要がある。帽子は正しくかぶり、ランニングやスリッパで登校しない、肌脱ぎになってスポーツ活動をしなない。女子はパーマをしなない、化粧しなない。男子は髪を長くしなない、坊主頭をしなない。
- 3 階段を上がり、下りする時、右側通行し、廊下で先生或いは来客に会ったとき積極的に道を譲ること。
- 4 教室や廊下で追いかげっこ、大声で騒ぐこと、スポーツ活動を禁止する。
- 5 互いに助け合い、弱い生徒に気を配る。

第六章 懲戒

- 1 「中学生守則」、「中学生日常行為規範」、「中学生一日常規要求」の違反をした場合、その重大さと本人の態度等によって、公開批評、口頭警告、警告、嚴重警告、記過、学籍保留觀察、少年院送致、となる。公共財産や他人の財産を壊した場合、懲戒処分を受けるほか、賠償しなければならない。
- 2 警告以上の懲戒処分は学校の作成した書類に記入すること、記過以上の懲戒処分は学籍カードに記入すること。懲戒処分を受けた生徒は三ヶ月後から、書面にて懲戒処分撤回を申し込むことができる。確かに反省したとみなされた場合、クラス委員会、担任の先生、他の教科の先生の許可を得て、最終的には教導課が撤回を決める。

IV. 考察

中国における中学校校則は以下の特色がある。第一に、中国では、校則の実施を中学生に対する道徳教育を強化する一環とみなしている。これらの校則は生徒の学校内での行為に対する要求のみならず、校外の行動、例えば、社会で、家庭内での行為についてまで定めがあることである。第二に、禁止の規定も少なくないが、中学生として社会道徳と礼儀を正面から訓示するのが特色の一つだといえよう。第三に、権利と義務のバランスがとれていない、すなわち義務のほうが多いことがある。第四に、校則は学校内の言動に対する決まりがメインであるが、その実施に当たっては、学校、地域、家庭の連携を重視していることがある。第五に、学期毎に道徳の着目点を変化させながら、道徳教育を進めていくので、校則に関する教育も評価も常にこれらの道徳教育に結び付けて行うことがある。

- 4) 北京市教育局の定めたものである。道徳教育の一環として小学校・中学校の生徒の礼儀教育を中心内容とする規定である。1993年から実施された。全部10項目で構成されている。

参考文献

- 国家教育委員会關於正式頒發「中學生日常行為規範」的通知
教基〔1994〕2号 1994年3月11日
中學生守則
中學生日常行為規範
北京市教育局轉發國家教育委員會關於正式頒發「中學生日常行為規範」文件的通知 京教政字〔1994〕3号
國家教委關於正式頒發中學校德育大綱的通知 1995年2月27日
北京市A中學校「學生手冊」
中華人民共和國教育法 1995年3月18日成立、同年9月1日施行
北京市教育局關於頒發北京市中小學生禮儀常規的通知 京教政字〔1992〕第15号

註

- 1) 「中學生一日常規要求」については学校によってその名前が異なる。
- 2) 「中學校德育大綱」の定めによると、中學校では校長が責任をもつ、道徳教育指導体制を実施する。
- 3) 「中華人民共和國教育法」第三章、第三十条では、「学校及びその他教育機關は國の關連規定により、教員を主体とする教職員代表大會等の組織を通じて、教職員の學校管理への參與と監督を保障する」と定めている。現実には、學校の規模やその他の理由により、教職員代表大會を設置する學校があれば、その代わりに教職員全体會議を設置する學校がある。